



秋田県公報

告 示

公 告
 共同施行等土地改良事業の換地計画の許可申請を適当とする旨の決定（仙北地域振興局農林部）
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施
 2 2

目次	ページ
保安林の指定の予定（九七一・森林整備課）	1

告示
 保安林の指定の予定（九七一・森林整備課）
 1

秋田県告示第九百七十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十二月二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

郡市	町村	大字	字	地番	全面積	保安林指定見込面積（ヘクタール）	指定の目的	指 定 施 業 要 件		
								立木の伐採の方法	伐採の種類	標準伐期齢
山本郡	山本町	豊岡金田	タノウス	七〇の四	一、四二九	〇・一四二九	土砂の崩壊の防備	（附属明細書のとおり） 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり） 間伐その他特別の採択に係るもの	（附属明細書のとおり） 立木の伐採に及びび法に規定する種
" "	" "	" "	砂子沢	七〇の五 一六〇の六四	一、九八一 一四、七九一	〇・一九八一 一・四七九一				

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡山本町に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の第二項の規定により、仙北郡西仙北町北野目字北野目三十六番地佐々木英雄ほか三十一人からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請年月日 平成十五年十一月七日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（北野目地区開田事業）換地計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十五年十二月二日から翌年一月七日まで
- 四 縦覧場所 西仙北町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
小型貨物自動車（特殊家用保冷車） 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年三月二十六日（金）
 - (四) 納入場所
秋田県立横手養護学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月二日（火）から十二月十一日（木）までの期間、随時交付する。
入札執行の日時及び場所
平成十五年十二月十九日（金）午後一時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他
(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄